

各位

三井住友海上火災保険株式会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**新型コロナウイルス感染症や未知の指定感染症を補償する休業補償商品の販売について**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原典之）ならびにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉恭三）は、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化し、収束時期の目途も不透明である現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を新たに補償対象とした休業補償商品を開発・販売いたします。

MS&ADインシュアランスグループは、今後もお客さまに信頼され選ばれる保険会社を目指し、お客さまニーズに即した商品の提供に努めていきます。

**1. 背景**

- (1) 三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、本年5月に、従来新型コロナウイルス感染症を補償対象外としていた休業補償商品等において、新型コロナウイルス感染症に罹患された方が店舗等の施設にいたことで消毒等を実施した場合の緊急対応費用として、20万円の定額保険金をお支払いする商品改定を行いました。
- (2) 一方、「施設での新型コロナウイルス感染者の判明により休業した場合の休業損害を補償する商品」を要望する声が、多数のお客さまから寄せられました。未曾有の国難とも言える環境の中、損害保険会社の社会的責任を果たすべく、今般、保険条件を変更することで、新型コロナウイルス感染症に対する休業損害を補償対象とした商品を開発しました。
- (3) 本商品の提供を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされる事業者、特に休業により経営に大きな影響を受ける中堅・中小企業や飲食店等の事業継続をサポートすることで、レジリエントでサステナブルな社会の実現に努めていきます。

**2. 商品概要****(1) 商品概要**

- ① 施設の従業員や来場者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明し、当該施設が休業（保健所等の指示に基づく休業）を余儀なくされた場合に、その休業日数に応じて休業損害保険金等をお支払いします。
- ② 施設の従業員や来場者が約款で特定されていない指定感染症（以下「未知の指定感染症」）に罹患したことが判明し、当該施設が休業（保健所等の指示に基づく休業）を余儀なくされた場合に、定額保険金（20万円）をお支払いします。

**(2) 保険始期**

2021年1月1日保険始期契約から

**(3) 対象商品**

対象商品	対象となる契約
事業活動総合保険	休業損害を補償する以下プランの契約 ベーシック、ワイド、ワイドPlus
企業財産包括保険	休業損害補償特約または食中毒・特定感染症利益補償特約がセットされた契約

※いずれの商品も、施設での感染や消毒等の措置を伴わない、政府・地方自治体等による休業要請に基づく自主休業等は補償対象外です。

**(4) 保険料例**

以下の契約条件で、年間約33,000円の保険料となります。

※感染症だけでなく、休業損害補償全体（火災・風災・破損等の他の事故を含む）に対する保険料です。

対象商品：事業活動総合保険 休業損害補償条項 ワイドPlus プラン 業種：料理飲食店（レストラン等） 建物構造：鉄骨造 加入口数：10口（1口あたり日額1万円を上限に補償します）
---

(5) 保険始期別の補償内容の遷移

上記対象商品・対象契約における新型コロナウイルス感染症および未知の指定感染症による保険始期別の補償内容は、下表のとおりです。

なお、表中の記号は、以下のとおりお支払いする保険金を表しています。

◎：休業日数に応じた休業損害保険金等、△：20万円の定額保険金、× 補償なし

	～2020/12/31 始期契約			今回の販売商品 2021/1/1～始期契約	
	1/31 以前に発生した事故	2/1 以降に発生した事故		◎ (注)	△
新型コロナウイルス感染症	×	△			
未知の指定感染症	×	×			

(注) 新型コロナウイルス感染症およびその他約款に列挙する感染症によって支払われる休業損害保険金等の上限額は、1回の事故につき500万円となります。また、補償対象となる休業の上限日数は14日間となります。

以上